

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外186名

1審被告 関西電力株式会社

1審原告らの証拠申出に対する意見書

平成28年4月27日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



1審原告らの平成28年2月19日付けの福島県飯舘村内を対象とする検証申出書、同日付けの台場浜トレンチ内破碎帯を対象とする検証申立書、同日付けの長沢啓行氏を証人とする証拠申出書、及び同日付けの佐藤暁氏を証人とする証拠申出書（以下、これらを併せて「本件申立等」という）に対する1審被告の意見は以下のとおりである。

第1 意見

1審原告らによる本件申立等は、いずれも必要性のないものであるうえ、時機に後れたものであり、却下されるべきである。

第2 理由

1 証拠調べの必要性を欠くこと

(1) まず、平成28年2月19日付けの福島県飯舘村内を対象とする検証申出書に関し、1審原告らは、福島第一原子力発電所事故によって深刻で回復不可能な被害がもたらされたことをその立証事実とするが、そもそも、1審被告は、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）において放射性物質が異常放出されるような事態が起こらないことを主張及び立証している上、仮に本件発電所でこのような事態が発生したことを前提としても、その周辺環境へ及ぼす影響は、そもそも本件発電所と福島第一原子力発電所とでは立地条件や設備の構造・仕組み等が異なることに加え、福島第一原子力発電所事故後の新規制基準の施行を受けた本件発電所の設備状況等の変化をも考慮すると、同事故によってもたらされた状況と同列に論じられないことは明らかであるから、上記事実は、本訴訟の争点と直接の関連性を有さないというべきである。

そのうえ、検証申出の対象たる福島県飯舘村内における被害の状況に関しては、既に、1審原告らが書証として「飯舘村現地調査報告書」（甲252）

を提出していることからすれば、これに加えて検証を行う必要はない。

(2) 次に、平成 28 年 2 月 19 日付けの台場浜トレンチ内、山頂トレンチ内及び南側トレンチ内（以下、これらを併せて「台場浜トレンチ内等」という）の破碎帯を対象とする検証申立書に関し、1 審原告らは現地での検証を求めているが、台場浜トレンチ内等の破碎帯の状況については、原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」が平成 26 年 2 月 12 日付けで取りまとめた「関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」（甲 72。以下、「評価書」という）にその写真やスケッチが添付されており（39 頁以下），台場浜トレンチ内等の破碎帯の位置や性状等の立証は、これらで足りるものといえる。なお、台場浜トレンチ、山頂トレンチ及び南側トレンチは、破碎帯に関する現地調査が完了したため、原子力規制委員会の了解を得た上で、既に埋め戻されている（乙 101、「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合（第 7 回評価会合）」18~19 頁）。

因みに、F-6 破碎帯については、評価書において、「大飯発電所敷地内において重要な安全機能を有する施設の地盤に認められる『新 F-6 破碎帯¹』については、将来活動する可能性のある断層等には該当しない」（甲 72, 28 頁）とされており、この評価書は、同日に開催された第 42 回原子力規制委員会において了承されている。他方、台場浜トレンチ内で認められた破碎部（以下、「本破碎部」という）については、平成 28 年 2 月 19 日の第 332 回審査会合において、1 審被告は、本破碎部の成因は地すべり等であることや、本破碎部の分布は限定的であること等から、いずれも震源として考慮する活断層ではないとする評価結果を報告している（乙 102 の 1、「大飯発電所 地盤（敷地の地質・地質構造）について」132 頁, 142 頁）。また、同審

¹ 1 審被告は、新たな調査により、F-6 破碎帯の位置をより詳細に把握できたことから、従来、1 審被告が評価していた F-6 破碎帯と位置が変わった部分もある。評価書では、新たな調査結果に基づき評価した F-6 破碎帯であることを明確にするため、「新 F-6 破碎帯」と記載されているが、従来の F-6 破碎帯とは別の破碎帯が確認されたということではない。

査会合においては、本破碎部が、本件発電所の原子炉や海水管が位置する南方へは延伸せず、F-6 破碎帯とも連続しないとする評価結果も報告している（乙 102 の 1, 43 頁, 123 頁, 126 頁）。そして、これらの評価結果は、いずれも同審査会合において妥当であることが確認されているのである²（乙 103、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 332 回」24 頁）。

- (3) 最後に、平成 28 年 2 月 19 日付けの長沢啓行氏及び佐藤暁氏を証人とする証拠申出書に関し、同人らの証言予定の事実は、いずれも科学的、専門的知識に関わるものであり、その点については、1 審原告らから、既に、同人らの相当に詳細な意見書（甲 203）や論文（甲 71, 甲 117 の 1~2, 甲 132, 甲 136, 甲 251）が書証として提出されていることからすれば、これに加えて証人尋問によって 1 審原告らの主張する事実を立証する必要性は乏しい。
- (4) 以上のことから、本件申立等は、いずれも証拠調べの必要性を欠くものであり（民事訴訟法 297 条の準用する同法 181 条 1 項），却下されるべきである。

2 本件申立等は時機に後れたものであること

- (1) 本訴訟は、平成 24 年 11 月 30 日に訴訟が提起されているが、本件申立等がなされたのは平成 28 年 2 月 19 日のことであって、その間に約 3 年 5 カ月もの期間が経過し、控訴審だけに限っても、平成 26 年 11 月 5 日に第 1 回口頭弁論期日が行われてから、本件申立等がなされるまでに約 1 年 3 カ月が経過している。この間、原審及び控訴審を通じて 15 回の口頭弁論期日と 8 回の進行協議期日が設けられて、主張及び証拠の整理が行われている。

- (2) しかし、1 審原告らが本件申立等の立証事実として挙げる、福島第一原子

² 1 審被告の評価結果に対して出席者から異論はなく、石渡委員が最後に「大飯発電所（3, 4 号炉）につきましては、地盤地震動評価、津波評価及び先ほどありましたように火山影響評価と周辺斜面などについて、妥当な検討が行われたものと評価いたします。審査会合において、今後審議すべき論点はないというふうに考えます」と議論をまとめた。

力発電所事故による被害、F-6破碎帶等の評価、基準地震動や新規制基準の評価等は、原審で争点として主張されていた事実（福島第一原子力発電所事故による被害については訴状（20～24頁）や平成25年12月17日付第10準備書面（2～10頁）等、F-6破碎帶等については平成26年3月24日付第17準備書面（1～19頁）等、基準地震動については訴状（31～39頁）や平成26年3月4日付第14準備書面等），若しくは原審で主張し得た事実であり、これらに際して本件申立等を行うことに支障は存在しなかった。そのため、1審原告らが、これらに関する立証のために、本件申立等が必要と考えるのであれば、原審の審理中か、遅くとも平成26年11月5日の控訴審の第1回口頭弁論期日の頃までに、本件申立等をすることが十分に期待できたといえる。

そして、万一、本件申立等が採用された場合には、証拠調べのための格別の期日を設ける必要があり、本訴訟の審理に更なる時間を要することとなるのは明白である。

(3) 以上のことから、1審原告らの本件申立等は、故意又は重過失により時機に後れて提出された攻撃防御方法に該当し、これにより訴訟完結を遅延させるものであるから、却下されるべきである（民事訴訟法297条の準用する同法157条1項）。

以上